

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	U L S グループ株式会社
【英訳名】	ULS Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 漆原 茂
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
【電話番号】	03-6890-1600
【事務連絡者氏名】	財務・経理担当 取締役 高橋 敬一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
【電話番号】	03-6220-1416
【事務連絡者氏名】	財務・経理担当 取締役 高橋 敬一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容  
 (会社提案)

- 第1号議案 剰余金処分の件  
 期末配当は、1株につき金750円とする。
- 第2号議案 定款一部変更の件  
 当社定款を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
新設	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
第9条～第52条(条文省略)	第10条～第53条(現行どおり)
附則	附則
第1条 第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。	第1条 第6条の変更、第8条及び第9条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年10月1日に効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。

(注) 上記表中、左欄「変更前」には、平成25年5月29日開催の取締役会で承認され平成25年10月1日効力発生予定の変更定款の内容を記載しております。

- 第3号議案 取締役3名選任の件  
 取締役として、漆原茂、古澤憲一、高橋敬一を選任する。
- 第4号議案 監査役2名選任の件  
 監査役として、久津見直史、鈴木明を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	40,325	32	0	(注) 1	可決(99.85%)
第2号議案	40,335	22	0	(注) 2	可決(99.87%)

第3号議案						
漆原 茂	40,302	55	0		(注)3	可決(99.79%)
古澤 憲一	40,282		75	0		可決(99.74%)
高橋 敬一	40,272	85		0		可決(99.72%)
第4号議案						
久津見 直史	40,290			67	0	(注)3 可決(99.76%)
鈴木 明	40,293		64		0	可決(99.77%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株式の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株式の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上